

ちゅうおう 消費者だより

P2 特定商取引法が一部改正・施行されました
 P3 中央区消費生活センターを設置しました
 P4 出前講座・日本橋地域のお魚屋さんの特売日

第144号 編集発行
 中央区
 消費生活センター
 ☎3546-5332
 平成22年4月

刊行物登録番号 21-009

特定商取引法 の一部改正



消費生活相談

「困ったな」「おかしいな」と感じたら、すぐ相談！！

消費者相談専用ダイヤル ☎3543-0084

平日（月～金曜日）午前9時から午後4時まで
 契約や解約に関するトラブル、クーリング・オフの方法や身に覚えのない架空請求、
 悪質商法などに対する相談を、専門の相談員がお受けしています。

出前講座

消費生活全般や消費者トラブルの未然防止のために、
 町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループ
 が主催する講座や講演会に講師を派遣します。

講座内容

- ・悪質商法の手口や被害と対処法
 - ・クレジットの仕組み
 - ・多重債務、自己破産
 - ・くらしの中の危険
 - ・食品表示
- ご希望の内容（くらしの中のさまざまな事）についてご相談下さい。



費用

講師謝礼は中央区で負担します。

申込方法

原則として、派遣を希望される日の2か月前
 までに電話で申込んでください。

会場

区内（申込者が用意して下さい）

申込（問合せ）先

中央区消費生活センター
 電話 3546-5332



日本橋地域のお魚屋さんの特売日

日本橋地域のお魚屋さんでは、毎月1回（原則第1木曜日）旬の食材を安く
 提供しています。どうぞご利用ください。





中央区消費生活センター を設置しました

消費者安全法に基づく「中央区消費生活センター」を、平成22年4月1日から中央区役所1階区民生活課に設置しました。

中央区では、複雑・多様化している消費者問題に対応するため、相談や情報提供の充実を図ります。

▶ 主な事業

消費生活相談
消費者教育
消費生活に関する情報の収集・提供

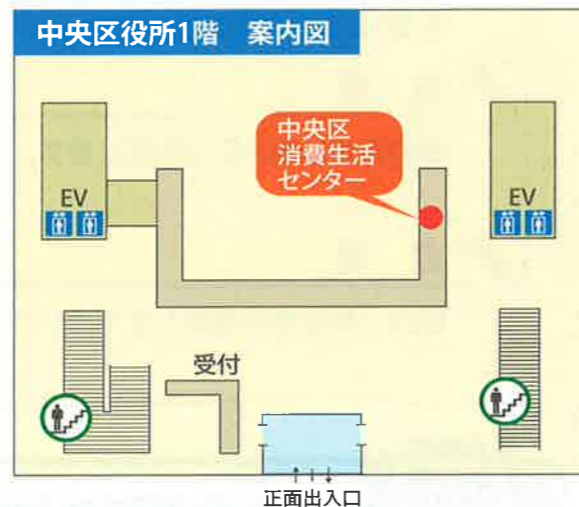
消費生活相談

消費生活相談員を1人増やして相談体制の充実を図ります。

相談日時

月曜日から金曜日まで(祝日及び年末年始を除く)
午前9時から午後4時まで

相談専用電話番号(3543)0084



消費者教育

◎消費生活講座・消費生活夜間講座

生活に身近な事柄や話題になっているものをテーマに取り上げ、専門の講師を招いて、消費生活に関する知識と理解を深めるために実施します。

◎消費生活講座講師派遣(出前講座)

消費生活の知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、町会・自治会、高齢者クラブ、PTAなどの団体・グループに講師を派遣します。

情報の収集・提供

◎消費生活展2010

区民部・防災危機管理室・消費者友の会及び生活に関連する参加団体により、パネルや展示品を使い、日常生活に役立つ情報を提供します。

※健康福祉まつりと同時開催予定

◎「ちゅうおう消費者だより」の発行

日常生活にかかわる話題・問題等を取り上げ、自立した、かしこい消費者を目指すため、くらしの情報を提供します。

◎「こんな時あなたなら… 消費者相談事例集」の発行

「中央区消費者相談」で受付けた相談内容をわかりやすく解説しています。

◎「中学生向けパンフレット」の発行

悪質商法、契約、食生活についてわかりやすく解説したパンフレットを、区内中学校の生徒へ配布しています。



特定商取引法が一部改正、施行されました

高齢者や断るのが苦手な消費者を狙って、高額なリフォーム工事、次々販売など、悪質販売業者とこれを助長するクレジットが社会問題化しました。そこで、悪質訪問販売行為に対する規制強化のために、特定商取引法が平成20年6月に改正され、平成21年12月1日に施行されました。同時にクレジット業者の責任強化を目的に割賦販売法も改正されています。

(特定商取引法は、昭和51年「訪問販売法」として制定され、平成12年に「特定商取引法」に改称)

▶ 指定商品・指定役務の廃止

従来、訪問販売や通信販売、電話勧誘販売では指定された商品・サービスを規制対象としていましたが、指定制を廃止して原則すべての商品とサービスが規制対象になりました。

ただし、金融取引等他の法律で購入者の利益を保護することが認められている商品やサービスは適用除外となっています。

▶ 訪問販売

再勧誘の禁止

いらない商品なのに、販売員が何度も自宅を訪れたり、勧誘がしつこい。訪問販売業者は、一度その商品の購入を断られたら、同じ商品を再び勧誘することを禁止されました。



過量販売解除権

よくわからないまま、日常生活ではとうてい必要でない大量の商品を購入してしまった。

訪問販売で通常購入するはずのない過量な契約を締結したときは、契約後1年間は解除できるようになりました。

- ・1回の販売量が過量な場合
- ・過去に購入の累積があり、新たな販売行為によって過量となる場合
- ・複数の事業者であっても過量である場合



▶ 通信販売

通信販売における解約返品制度

通信販売で注文した商品が、届いたらイメージと違っていた。

通信販売には、クーリング・オフ制度はありませんが、広告に返品について表示していない場合は、8日間の契約解除が認められました。ただし、返品にかかる送料は購入者の負担となります。



迷惑広告メールの送信禁止

大量の電子メールが送られてくる。

通信販売などの電子メール広告を送信する時には事前に同意を得ておくことが必要となり、同意を得ていない顧客への広告メールの送信は禁止されました。

必要がない勧誘は、はっきりと断ることが大切です。「おかしいな」「変だな」と思ったら、消費生活センターに相談しましょう。専門の相談員が問題解決や被害防止のお手伝いをしています。